

令和5年度 社会教育施設の整備・運営等に関するオンラインセミナー

文部科学省 社会教育デジタル活用等推進事業 事務局
(株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部)

文部科学省担当部局：総合教育政策局地域学習推進課

2023年12月8日

NRI

Share the Next Values!



当事業について

社会教育デジタル活用等推進事業

背景・課題

急速なデジタル化の進展の一方で、**社会教育分野におけるデジタル活用の遅れが顕在化**している。

公民館・図書館等の社会教育施設がデジタル技術を効果的に活用し、**「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開**されることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するなど、地域の教育力の向上につながる。

また、社会教育施設の新たな活用モデルを形成し、**デジタル田園都市国家構想の推進力とするため、PPP/PFIの活用を促進**させる必要がある。

骨太の方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

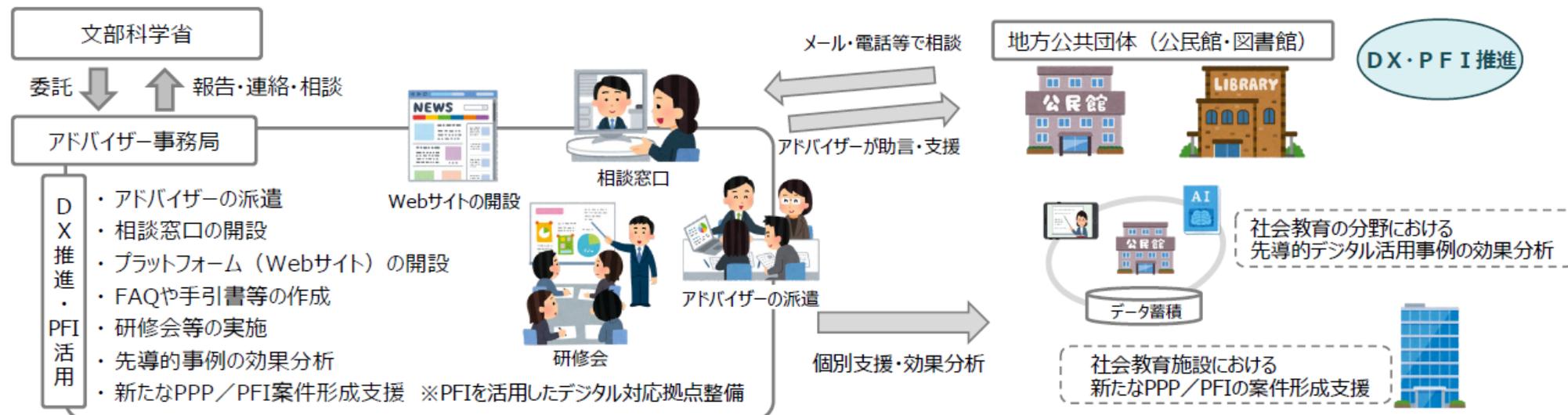
○経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進
公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。

○PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成する。

事業内容

○社会教育施設（公民館・図書館）のデジタル機能強化・PFI活用アドバイザー事業

全国の社会教育施設（公民館・図書館等）におけるデジタル環境の整備や効果的な活用、施設の整備や運営におけるPPP/PFIの活用を一層促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、自治体等からの相談対応、アドバイザー（専門家）派遣、情報交換プラットフォーム（Webサイト）の開設等による伴走支援を行う。





官民連携とは？

自治体支援

事例紹介

調査研究レポート

よくある質問

Google 提供



官民連携/デジタル活用とは？

公民館・図書館といった社会教育施設への官民連携導入やデジタル化について情報提供や支援を行っています。



自治体への支援

各省庁で実施されている支援策を紹介しています。
本事業のPPP/DX相談窓口もご活用ください。

ppp_dx_sodan@nri.co.jp



自治体向け相談窓口を開設

公民館や図書館などの社会教育施設における官民連携・デジタル活用について、相談を受け付けています。

まずはメールで相談いただき、その後は電話や対面などでも支援します。

ppp_dx_sodan@nri.co.jp

※支援事務局 (株)野村総合研究所



▲相談窓口

相談内容の例

その他何でも相談
してください。

- 施設の老朽化で建て替えを検討しているが、財政的に厳しい
- 施設の運営に民間の力を活用したい
- もっと利用が増える魅力的な施設にしたい
- デジタル技術を活用したいが、何からはじめたらよいか分からない

特設ウェブサイトも開設

官民連携・デジタル活用に関する最新情報を発信します。

【主な掲載内容】

- ・官民連携の基礎知識
- ・先進事例紹介
- ・国の支援策 など



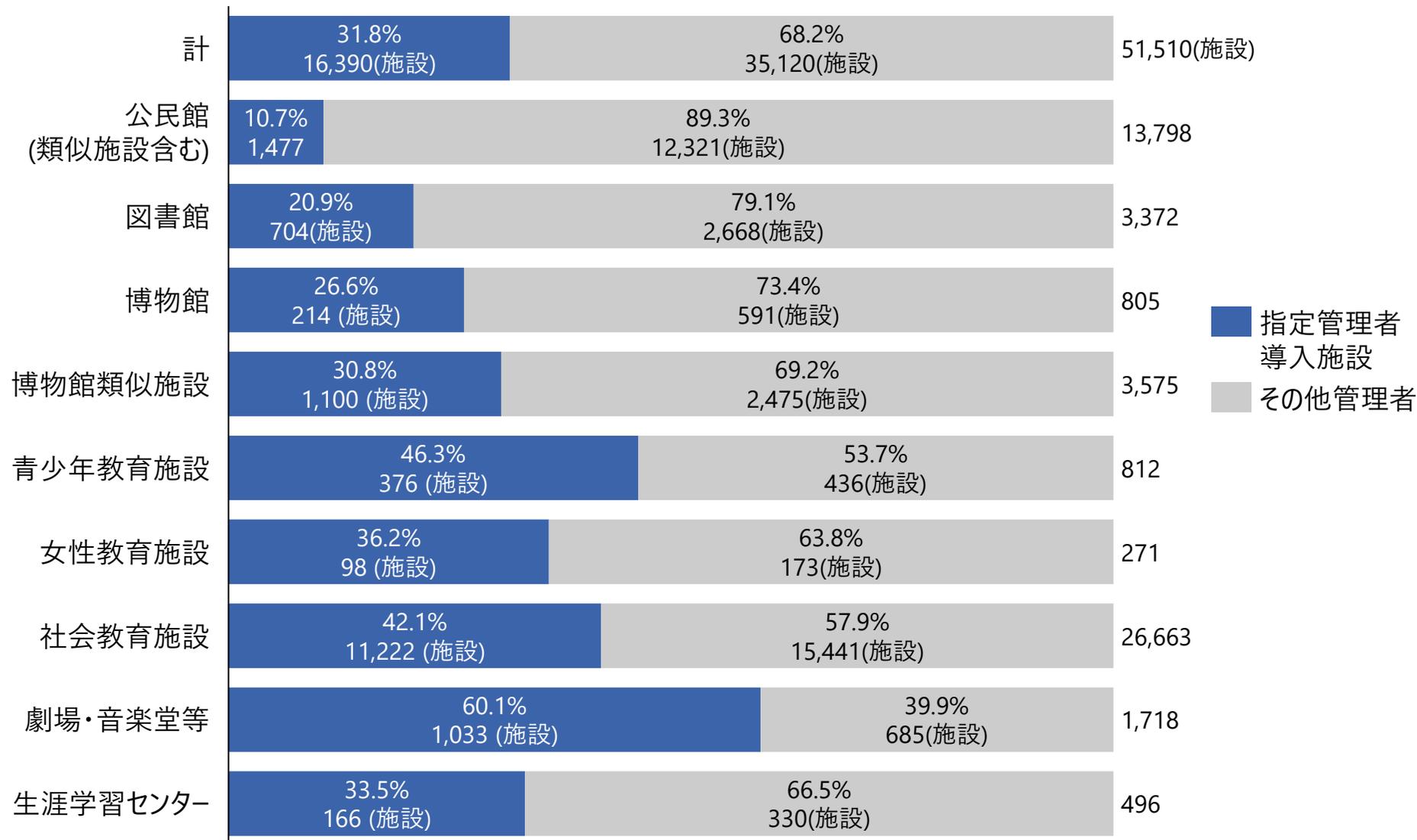
URL:<https://kominkan-support.mext.go.jp/>

官民連携について

新規整備時に活用されてきたPFI(従来方式)に加え、近年は既存施設へのコンセッション導入も増加

各方式の概要	1. 行政直轄の事業	2. 指定管理者	3. PFI*(従来方式) *Private Finance Initiative	4. PFI (コンセッション方式)	5. 民設民営		
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共事業等で一般的に実施されている方式 ✓ 各業務段階ごとに、民間事業者を選定して発注 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共施設の管理者として民間事業者を指定 ✓ 施工や大規模な修繕・更新等は含まず 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設計・施工・運営等を包括的に民間事業者が発注 ✓ 資金調達も民間側が実施 ✓ 官民どちらも施設保有可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 整備済みの公共施設について、「公共施設等運営権」を民間事業者を設定 ✓ 民間側が民間資金も活用して運営や修繕等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間企業が計画から運営まで一貫して事業を実施 ✓ 官民が出資する組織(第3セクター)を設立する場合もあり 	
計画	行政 ※各業務ごとに個別発注	行政	行政	行政	民間企業		
資金調達			民間(例1)	民間			
設計			行政	行政			
施工			※PFI(従来方式)により民間が担う場合もあり(BT+コンセッション)				
運営・維持管理			民間	民間(例2)		民間企業	
施設使用料の徴収主体			行政	行政		民間企業	
大規模修繕・更新			行政	行政		行政	民間企業
施設保有			行政	行政		行政	行政 ※負担付寄付の場合もあり

社会教育施設にはこれまで、積極的に指定管理者制度が活用されてきた

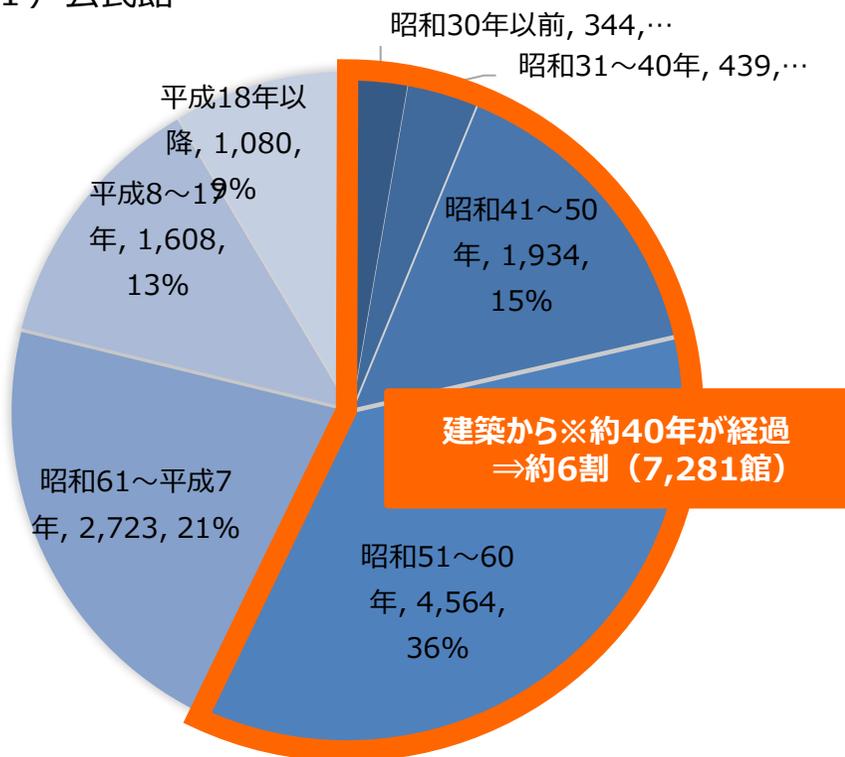


官民連携について

整備後30年を超す施設の割合が今後高まり、老朽化対策の必要性が高まることが予想されるため、施設更新や大規模改修等も含めた官民連携のニーズが高まる

主な社会教育施設の建築年度別施設数

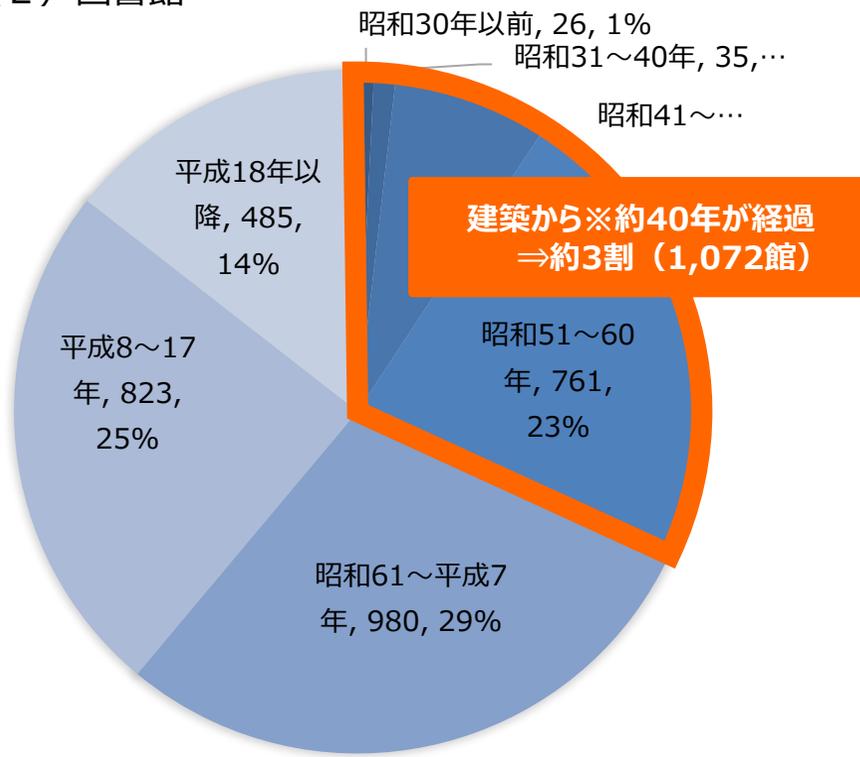
(1) 公民館



建築から※約40年が経過
⇒約6割 (7,281館)

※令和4年度現在で37年

(2) 図書館

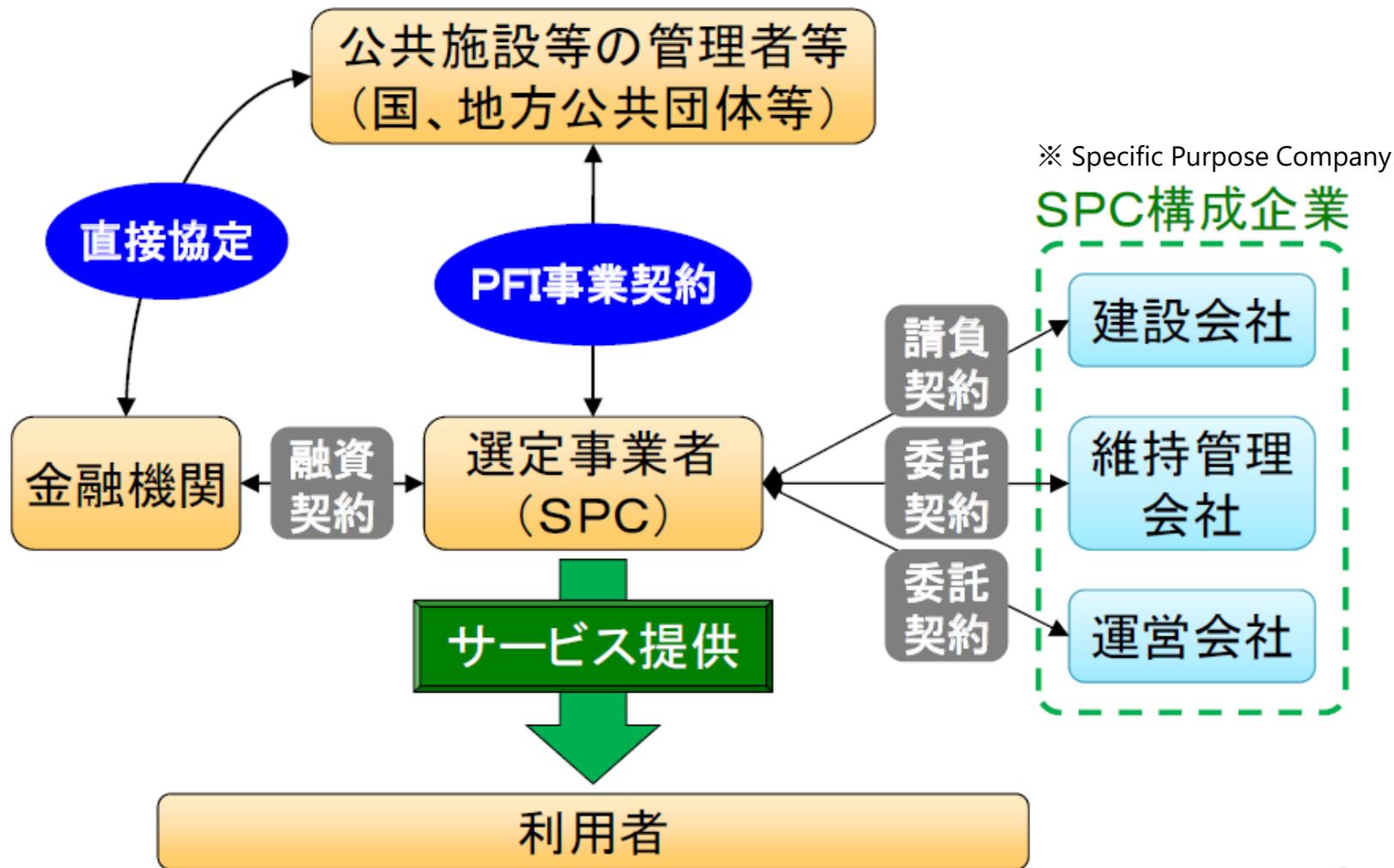


建築から※約40年が経過
⇒約3割 (1,072館)

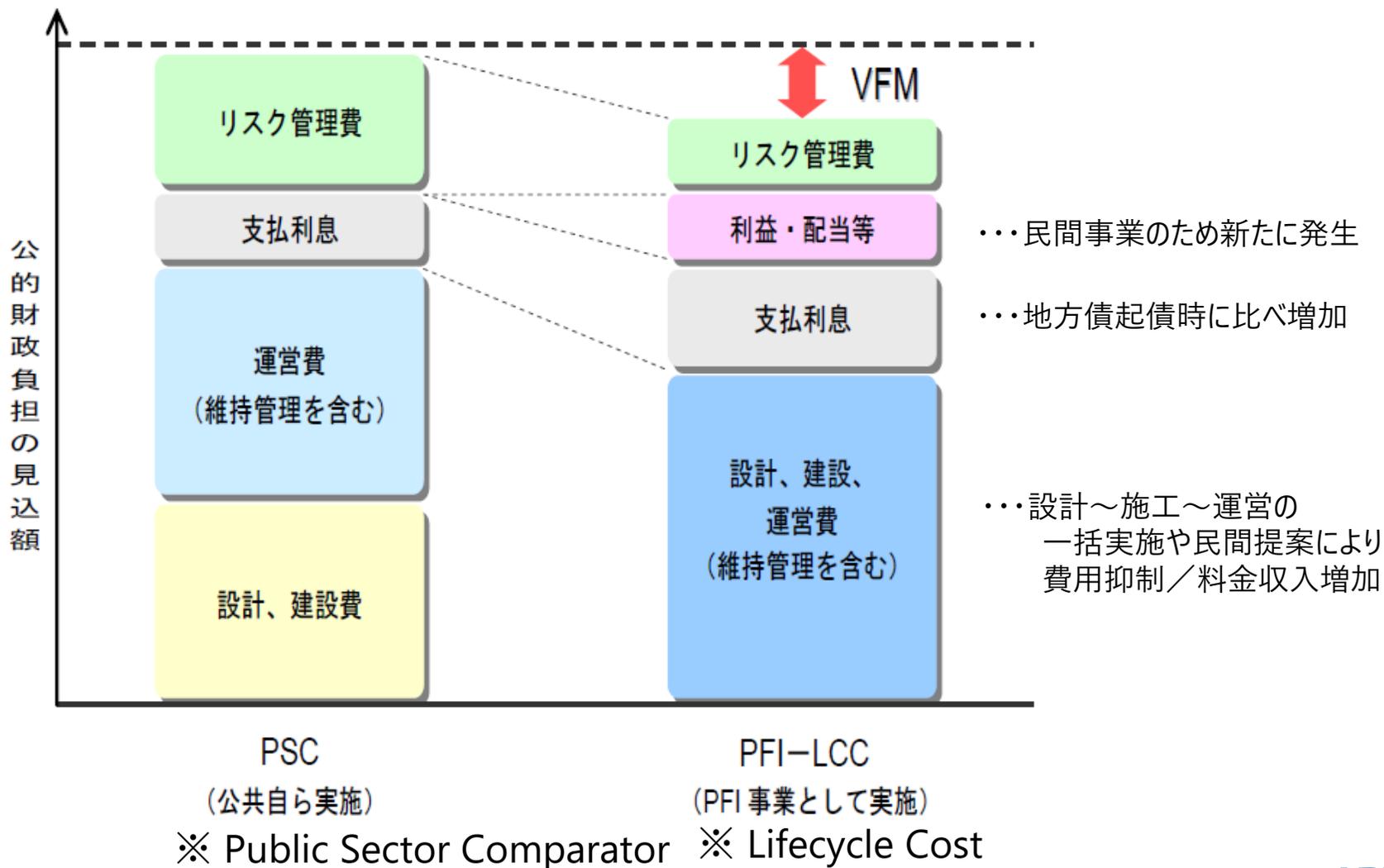
※令和4年度現在で37年

(出典) 平成30年度社会教育統計

PFIでは行政に代わり、行政とPFI事業契約を締結したPFI事業者が資金調達を行って建設工事等の発注主体・サービス提供主体となる

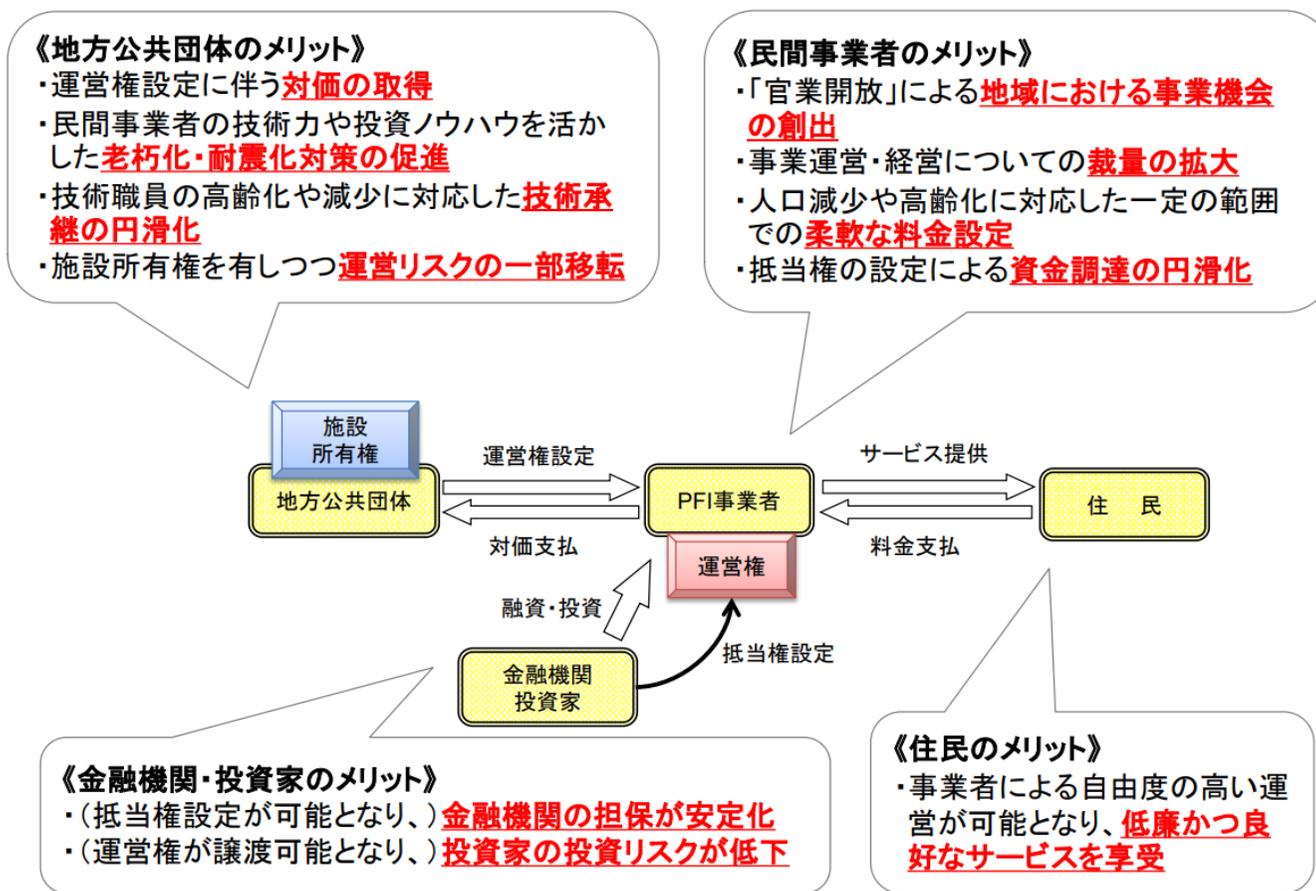


従来の整備手法と比較検討を行ってVFM（Vale for Money）が生まれる場合にのみ、PFI事業を実施が認められ、それを確認する作業をPFI法では「特定事業の選定」と呼ぶ



公共施設等運営事業（コンセッション）では、既存施設にPFIを適用して、長期的な運営・維持管理や改修等を包括的に民間側が実施することが可能

- 平成23年PFI法改正により、公共施設等運営事業（コンセッション）が導入され、以来、さまざまな公共施設で活用実績がある。
- 公的主体が所有権を有する施設に対して、公共施設等運営権（無形固定資産）を設定し、民間企業による長期的な運営や大規模改修・更新等が可能となっている（下記スキーム図参照）。
- 各主体において以下のメリットが想定され、特に、指定管理者が実施するような運営・維持管理・料金収受に加え、老朽化した施設の改修や更新投資までも民間側が実施可能なことや、運営権を担保とすることでそのための資金調達も円滑化されている。



ご参考) 公共施設等運営事業 (コンセッション) と指定管理者制度の比較

	公共施設等運営事業 (コンセッション)	指定管理者制度
法的根拠	PFI法	地方自治法
条例の制定	必要	必要
協定・契約等	実施契約の締結	基本協定、実施協定の締結
施設の所有権	地方公共団体	地方公共団体
料金收受	運営権者の収入とすることが可能	指定管理者の収入とすることが可能
民間側の業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事実上の業務 ✓ 定型的行為 ✓ 使用料等の徴収 ✓ ソフト面の企画 ✓ <u>増改築の実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事実上の業務 ✓ 定型的行為 ✓ 使用料等の徴収 ✓ ソフト面の企画 ✓ <u>使用許可の権限</u>
施設管理者 (地方自治体等) への支払	可能 (運営権対価)	利益の一部を納付する例あり
抵当権の設定	<u>可能</u>	想定していない
施設管理者 (地方自治体等) 側から民間側への補償	<u>規定あり</u>	想定していない

社会教育施設へのPPP/PFI導入により、社会教育講座の充実等のサービス向上が見込める

社会教育施設における効果の全体像（サービス面）

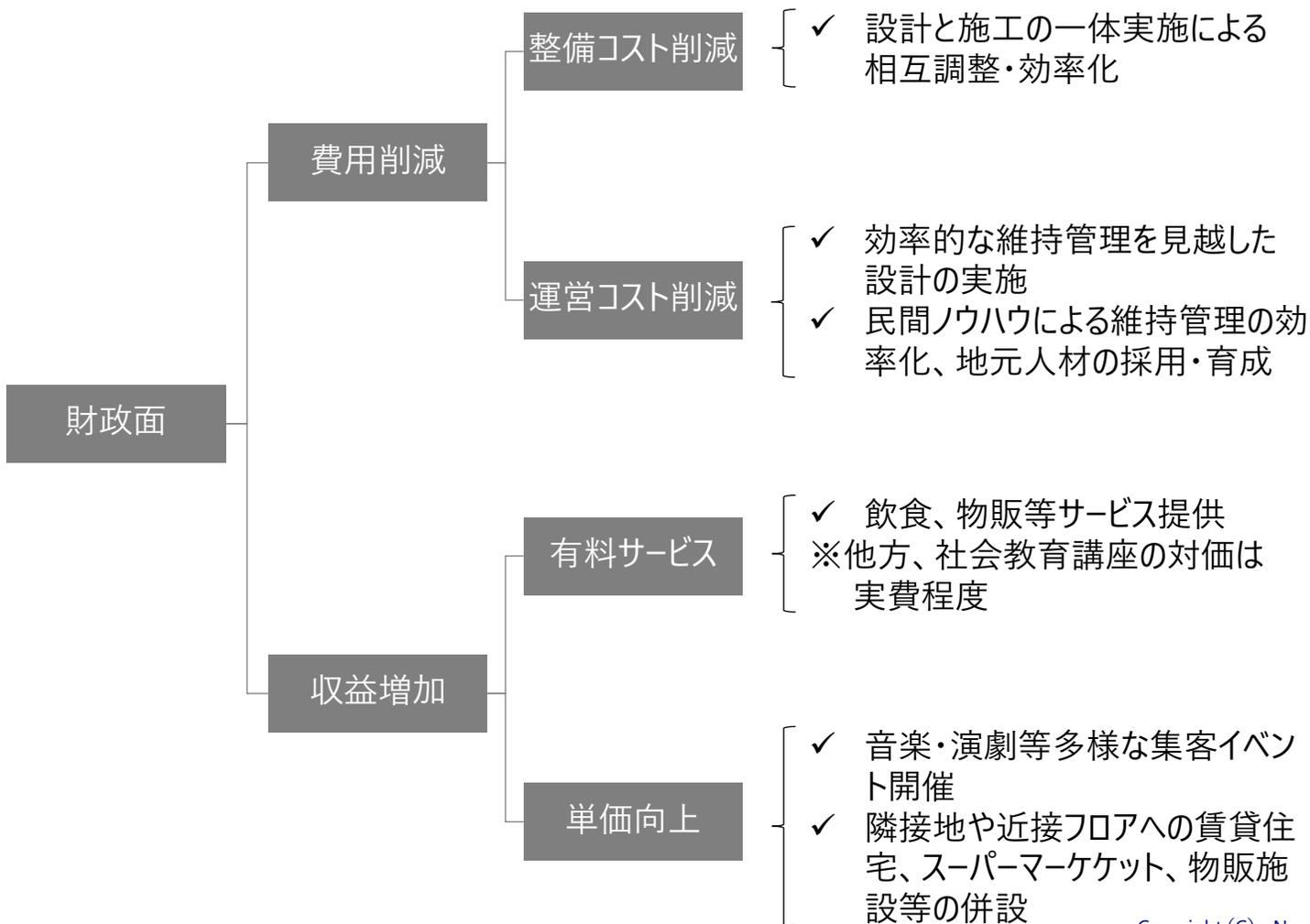
具体例



社会教育施設へのPPP/PFI導入により、財政的なメリットも見込める

社会教育施設における効果の全体像（財政面）

具体例



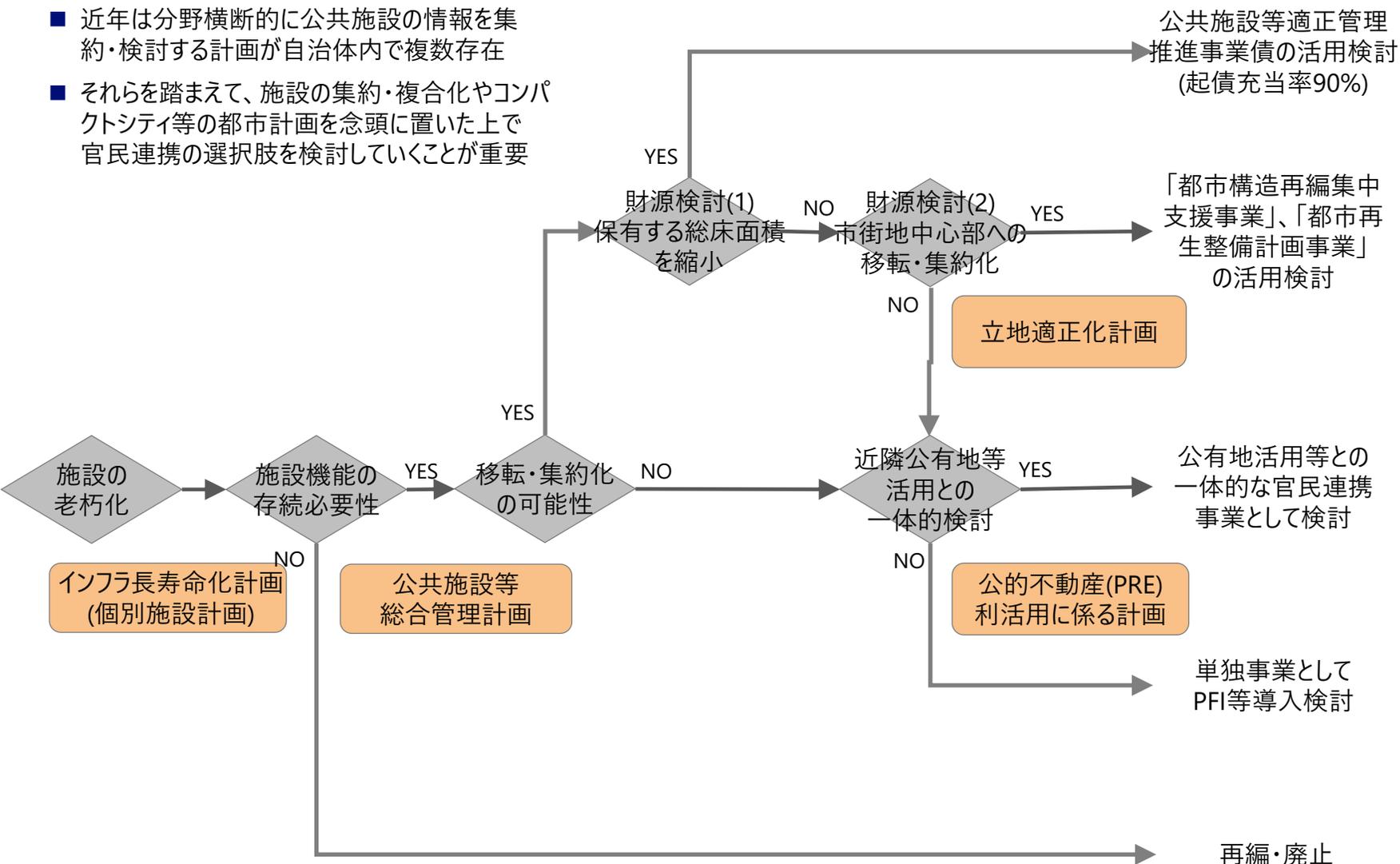
金利	
維持管理費 運営費	
設計・建設費	
	国税・地方税等 金利 維持管理費 運営費 設計・建設費
従来の公共事業のLCC	PFIのLCC



官民連携について

【初期検討】施設が老朽化しているが建て替え・リニューアルの推進に課題(例：財源面)が多い場合、自治体内の他部署や種々の計画と連携した対応が必要となる。

- 近年は分野横断的に公共施設の情報を集約・検討する計画が自治体内で複数存在
- それらを踏まえて、施設の集約・複合化やコンパクトシティ等の都市計画を念頭に置いた上で官民連携の選択肢を検討していくことが重要



官民連携の
検討へ
(次頁)

【官民連携検討】発注者側（自治体）の立場では、「施設内容(何を)」、「事業手法(どうやって)」、「事業者選定(誰が)」の順で、段階的に検討を進めることが一般的である。

行政における官民連携事業の検討プロセス（各段階ごとに、半年～1年弱の期間を確保するのが一般的）

1. 基本計画策定調査

施設内容

“何を” 造るのか？

- 施設コンセプトの検討
- 必要機能の検討
- 対象施設種別、立地の検討
- 民間事業者サウンディング
- 事業費の基礎的な積算
- 他地域の類似事例調査

2. 導入可能性検討調査

事業手法

“どうやって” 造るのか？

- 事業方式（民営/PFI/DBO/指定管理者等）検討
- 公募形式・発注単位（複数施設のバンドリング等）
- 民間事業者サウンディング
- 事業の財務シミュレート
- VFMの算定（PFIの場合）
- 事業費の積算（変更時）

3. アドバイザリ業務

事業者選定

“誰が” 造る/運営するのか？

- 実施方針の作成・公開
- 入札説明書、要求水準作成
- VFM算出・特定事業の選定
- 議会説明資料の作成
- 応札者向け説明会の実施
- 質問回答、対話開催支援
- 事業者選定委員会の運営
- 契約等の締結支援

ご参考) 具体的には、以下などの支援方策が活用可能である

①
検討段階
のコンサル
等にも
活用が可
能な事業

「文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業」(文部科学省)

- https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/mext_02146.html
- コンサルタントによる調査検討や、自治体におけるPPP/PFI導入を支援しています。※令和5年度の事業は終了

「民間資金等活用事業調査費補助事業」、「高度専門家による課題検討支援」(内閣府)

- https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html
- 社会教育施設を含むさまざまな省庁が所管する幅広い施設において、官民連携導入に向けた企画立案や導入可能性調査等を支援しています。

「先導的官民連携支援事業」、「官民連携モデリング」(国土交通省)

- <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-3-1.html>
- 主に国交省が所管する施設について、調査委託費を国が助成することにより官民連携の導入検討を支援しています。

「都市構造再編集集中支援事業」「都市再生整備計画事業」(旧・まちづくり交付金) (国土交通省)

- https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html
- 国庫補助として、社会教育施設の整備において活用された実績があります。

「地方創生拠点整備推進交付金」(内閣府)

- <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>
- 地域振興に係る幅広い施設整備に活用可能であり、中山間地域等において、実際に社会教育施設の整備に活用された実績があります。

「公共施設等適正管理事業債」(総務省)

- <https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>
- 総務省の所管する地方債起債に係る措置として、社会教育施設の整備財源確保にあたり活用された実績があります。

②
実際の
施設整備・
運営段階
での活用が
可能な
事業

社会教育施設へのPPP導入にあたっては特に、公的機能の維持・確保や、複合化への対応、整備財源の確保が対応すべき論点として想定される

社会教育施設へのPPP導入時の論点

公的機能の維持・確保

- ✓ 社会教育の意義、政策目的を踏まえて官民の役割分担を設計する必要あり
- ✓ 施設利用者数、施設稼働率の向上は重要だが、必ずしもそれだけが目的ではない
- ✓ 上記を巡って、地域の論議も呼びやすい

施設複合化への対応

- ✓ 施設整備にあたり、公民館機能単独ではなく、他の行政機能との複合化の要請あり（例：青少年育成施設、図書館、テレワーク拠点、地域のにぎわい拠点 等）
- ✓ 民間機能(飲食・物販・サードプレイス等)を誘致し、地域のにぎわい創出や利便性向上を求められ、専門外の対応も必要

整備・運営財源の確保

- ✓ 社会教育施設の整備に直接対応する国庫補助制度は存在しないため、整備費確保が難航
- ✓ 運営・維持管理費は自治体単独事業として支出する必要があるが、新施設のサービスレベル向上に伴い必要な予算規模も増加

対応の方向性

1. 自治体固有の事情を踏まえ官民役割分担を設計

- ✓ 行政が主導し、当該地域のニーズに合った官民の役割分担を設計（例：図書館業務のうちどこまでを庁内に残すか等）
- ✓ 当該施設運営において民間企業に期待することを明確化し、全ての丸投げはしない（講座企画や選書の方針提示等）
- ✓ 例えば図書館の場合、具体的にはレファレンス、選書、アウトリーチ(出張図書館等)・他機関連携業務などが論点

2. 庁内他部署／民間企業への新たなアプローチを実施

- ✓ 社会教育を所管する教育委員会の担当部署単独でなく、他部署との連携が、構想～建設～運営の各段階を通じて必須
- ✓ 民間機能の誘致にあたっては、当該施設の立地や想定内容の事業性について、民間サウンディングを通じた検討が必要（民間機能誘致が難しい場合には、代替策を検討）

3. 他部署と連携した庁内推進体制を構築

- ✓ 国交省都市局や、内閣府まち・ひと・しごと創生事務局の補助制度の適用可能性を検討
- ✓ 子育て世代の支援等を首長が強く打ち出している場合には、首長部局との連携も有効（新施設によるまちの魅力向上）
- ✓ サービス向上や施設予防保全導入により、PPP導入後に従来よりも運営・維持管理費が増加することについて、庁内・議会への理解浸透が不可欠（コスト削減以外の意義強調）

事例紹介について

- ✓ リブリオ行橋
- ✓ プラッツ習志野

【事例】リブリオ行橋（福岡県行橋市）【0：要旨】

行橋市では、宴会場跡地を教育施設に転換させるという計画のもと、**PFI方式を導入し図書館を設立**。整備にあたっては、パブコメの結果**住民の需要が高かった託児施設を併設**したり、**旧図書館では少なかった学習スペースを拡充**させるなど、地域住民の要望に応じて機能設計を実施。駅からほど近くにある旧市街地の中心に位置し、当該地域の活性化にも寄与している。図書館運営には**指定管理者制度を活用**。

背景・目的

- 旧市街地の活性化：

駅前の新市街地から距離があり、**旧市街地のにぎわいの低下が問題視**されていた。その中、旧市街地の中心に立地する宴会場跡地を市が取得。教育施設への転換を企図
- サービス水準の向上：

当初、市図書館では指定管理者制度を導入していたが、**PFI方式の導入により、整備から管理運営まで事業者が一体的に実施**できるため、民間のノウハウを活用し、よりサービス水準の向上が期待できる

施設の概要



4F	一般読架 (オーディオブックゾーン) Silent Room
3F	一般読架 (1200アルゾーン) Studio A・B・C アクティブラーニング 視聴覚コーナー パソコンコーナー プラウジング 電子新聞 テラス
2F	児童読架 Kid's Room (児童スペース、おはなしの部屋) テラス
1F	KEYAKI HALL 交流スペース Play Room 予約本コーナー Librio Shop Coworking Space

- (公共機能)
管理運営は株式会社図書館流通センターが実施。
- ◆ 図書館機能
 - ◆ 生涯学習支援機能
(会議室、ホール等)
 - ◆ コワーキングスペース
- (民間付帯事業)
- ◆ 託児施設
 - ◆ 書店
 - ◆ 飲食コーナー
(自動販売機)

スケジュール

- H27 「旧ミラモレ跡地活用基本構想」を策定
- H28 事業実施方針の策定・要求水準書の公表
- H29 指定管理者を決定（行橋イノベーション株式会社：複数企業から成るJV）
- R2 開業

成果・効果

- (サービス面)
- ◆ PFI事業者の自主事業実施による魅力的なコンテンツ提供
(従来の図書館で実施していた読み聞かせ等のイベントは維持しつつ、子供向けの電子工作教室等を拡充)
 - ◆ PFI事業者の点検計画・保守計画等策定による施設修繕
(指定管理者制度では事後修繕が主だったため、市側が修繕を負担する際、時間を要したが、PFI方式の導入により計画的な予防保全が可能となった)
 - ◆ 市民要望のあった託児施設・飲食コーナーの設置、学習スペースの拡充を実現

【事例】リブリオ行橋（福岡県行橋市）【1：機能】



4F	一般読架 (オービッドラッシュゾーン) Silent Room
3F	一般読架 (カジュアルゾーン) Studio A・B・C アクティブラーニング 視聴覚コーナー パソコンコーナー ブラウジング 電子新聞 テラス
2F	児童読架 Kid's Room (児童スペース・おはなしの部屋) テラス
1F	KEYAKI HALL 交流スペース Play Room 予約本コーナー Librio Shop Coworking Space

施設機能（公益）

PFI事業者（SPC）は、建設会社・建築事務所等から構成される行橋イノベーション株式会社。構成企業である株式会社図書館流通センターが指定管理者として図書館運営を実施。

以下の機能を有する。

- ◆ 図書館機能
- ◆ コワーキングスペース
自習スペースを拡充するなど、10-20代の若者世代が滞在しやすい施設づくりを意識。
- ◆ テラス
通話・飲食が可能なテラスを解放。地域住民に広く開かれている。また、自主事業において星空を観察する天文教室も行っている。



（図書館）



（テラス）

施設機能（民間収益）

収益事業として、以下の機能を有する。

- ◆ 貸館事業
- ◆ 託児事業
- ◆ 自動販売機コーナー
- ◆ 書籍販売



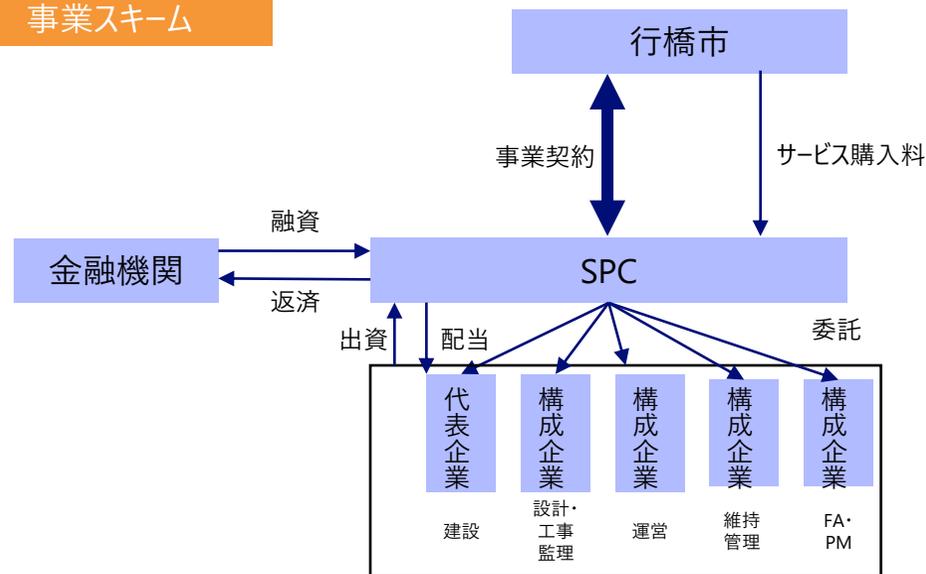
（書籍販売コーナー）

【事例】リブリオ行橋（福岡県行橋市）【2：PPP導入効果】

事業データ

事業手法	PFIのうちBTO方式（サービス購入型）を採用し、旧市街地に位置する宴会場跡地を活用して図書館を新設
事業内容	管理運営は指定管理者を指定
事業費	50億円
事業費調達方法	国土交通省「都市再生整備計画事業」を活用（国費率50%）
事業期間	（指定管理期間） 第1期：R2～R16（15年）

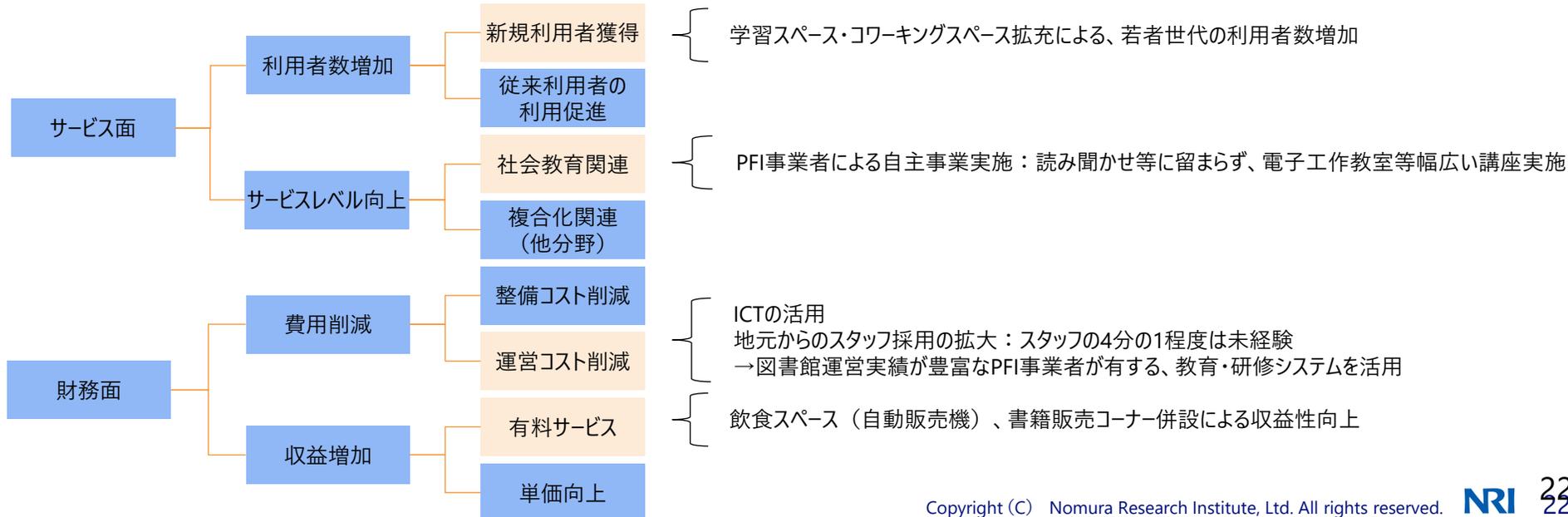
事業スキーム



導入効果

緑色：本事例に該当

灰色：本事例に非該当



【事例】リブリオ行橋（福岡県行橋市）【3：実現に至った経緯・工夫】

整備経緯

- 行橋市では、JR行橋駅東口側に所在する旧市街地の過疎化という課題を抱えていた。
- 旧市街地に所在する宴会場跡地を教育施設に転換させ、駅東側地区の中心となる施設とすべく、事業を発足。
- 当初よりPFI方式の導入は計画されており、結果、設計段階より専門的な運営面を重視した計画を持って着工・開業することができた。
- PFI事業者による**自主事業の実施（イベント企画等）**、**維持管理のきめ細かさ（高頻度の点検・保守）**が導入メリット。

事業経過

- H25 建設地を取得
- H27 「旧ミラモレ跡地活用基本構想」を策定
- H28 事業実施方針の策定・要求水準書の公表
- H29 PFI事業者（SPC）を決定（行橋イノベーション株式会社）
- H30 着工
- R2 開業

整備課題・対応

整備前の課題

計画立案にあたっての
人材の不足
(教育委員会はPFI等
に係る知見を有さず)

PFIや補助金等の制度に
関する知見不足

指定管理者が提供する
サービスの質の担保
(イベント企画、
維持管理等)

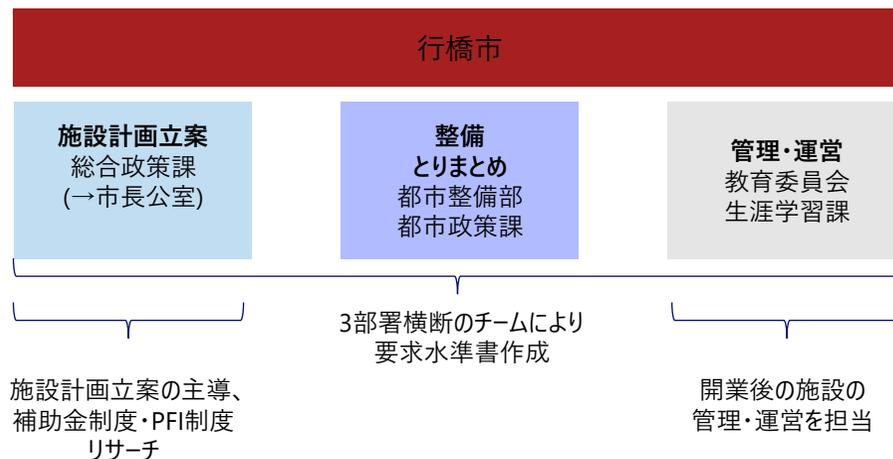
対応策

- 施設計画立案は、首長部局である総合政策課が担当（→のち市長公室）
- 要求水準書作成は、建築部門・生涯学習部門等、関連部局の課長級職員を集めチームを組成し担当

- 首長部局である市長公室が補助金制度等をリサーチ

- 魅力ある自主事業の実施（市内周辺地域、市外沿線地域等）
- きめ細やかな維持管理（高頻度の点検・保守を入札時に規定）

体制図



【事例】プラッツ習志野（千葉県習志野市）【0：要旨】

習志野市では、老朽化が進む駅周辺の公共施設の集約・再編にあたり、公民館や図書館等の施設と公園とを合わせた生涯学習複合施設「プラッツ習志野」をPFI事業により実施。図書館の選書・レファレンスや公民館講座の企画等の業務は市の直営により社会教育の機能を維持しつつ、施設の集約化や一括管理、長期を見据えた効率的な整備、人員配置の工夫等によって行政コストの抑制が図られている。

背景・目的

- 京成大久保駅周辺の公共施設の老朽化が進行しており、施設機能の強化・充実の必要性が高まっていた。
- 習志野市初のPFI事業として「大久保地区公共施設再生事業」を実施。R1に「プラッツ習志野」が開館した。
- 財政負担の軽減（効率的な施設整備・運営）、市民の利便性向上（市民の交流による地域の活性化）、といった効果が挙げられている。

施設の概要



- （公共機能）
管理運営は民間の指定管理者が実施。
図書館の選書やレファレンス、公民館講座の企画や相談対応等の業務は市が直営で実施
- （民間付帯事業）
- ◆ カフェ・スーパー
→施設利用者だけでなく利用可能
 - ◆ 学生向け賃貸住宅
→入居者に地域活動への参加を求め、収益事業として運営しつつ地域とのつながりを重視

スケジュール

- H27 大久保地区公共施設再生事業基本計画の策定
- H28 事業者の選定
- R1 第1期オープン
- R2 第2期オープン

成果・効果

- （財務面）
- ◆ 建設段階：近隣施設の集約・再編による効率化
 - ◆ 管理運営：施設・設備・備品等の一括管理・長期管理、人員配置の工夫等による効率化／管理運営費に図書購入費を含めているため、長期的に図書購入費を一定確保
- （サービス面）
- ◆ 開館時間の拡大：図書館 9～17時 → ～20時（ラウンジは21時まで休館日も利用可）
公民館 9時～21時（事前予約の場合 7時～22時）
 - ◆ 施設設備の充実：公民館・音楽室や工作室等の新設、オンライン予約システムの導入
 - ◆ 地域活動の充実：フューチャーセンターの活動から共同イベント、商店街や大学等との連携した取組、入居者の地域活動への参加促進による地域とのつながりづくり
 - ◆ 貸出冊数・利用者数の増加：
図書館貸出冊数：358,596冊（H29）→450,840冊（R4）
公民館利用者数：116,350名（H29）→149,504名（R4）

【事例】プラッツ習志野（千葉県習志野市）【1：機能】



施設機能（公益）

管理運営は民間企業である習志野大久保未来プロジェクト株式会社（SPC）が実施。
「集い・出会い・交わり・つながる」をテーマに、以下6つの機能を有する。

- ◆ 公民館機能（中央公民館）
イベントの企画・運営等を実施。
- ◆ ホール機能（市民ホール）
市民団体の活動の場としてだけでなく、コンサート・講演等の会場として利用可能。
- ◆ 図書館機能（中央図書館）
- ◆ フューチャーセンター
住民が地域課題について議論するワークショップ等を開催。
- ◆ 中央公園体育館
- ◆ 多目的広場、パークゴルフ場



（図書館）



（市民ホール）

施設機能（民間収益）

敷地内にはカフェ・スーパー・学生向け賃貸住宅（同一の建物内に所在）を併設し、民間収益機能を有している。
建物外縁部にスーパー等を併設（用地賃貸）しており、賃料収入も確保している。



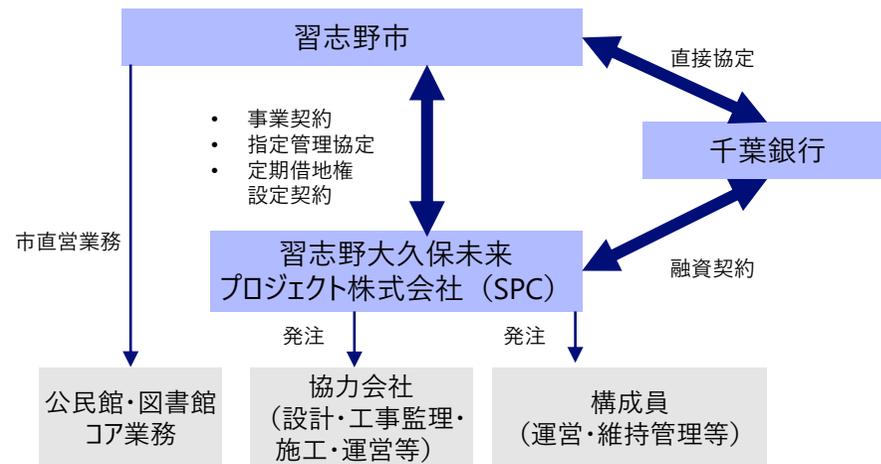
（カフェ）

【事例】プラッツ習志野（千葉県習志野市）【2：PPP導入効果】

事業データ

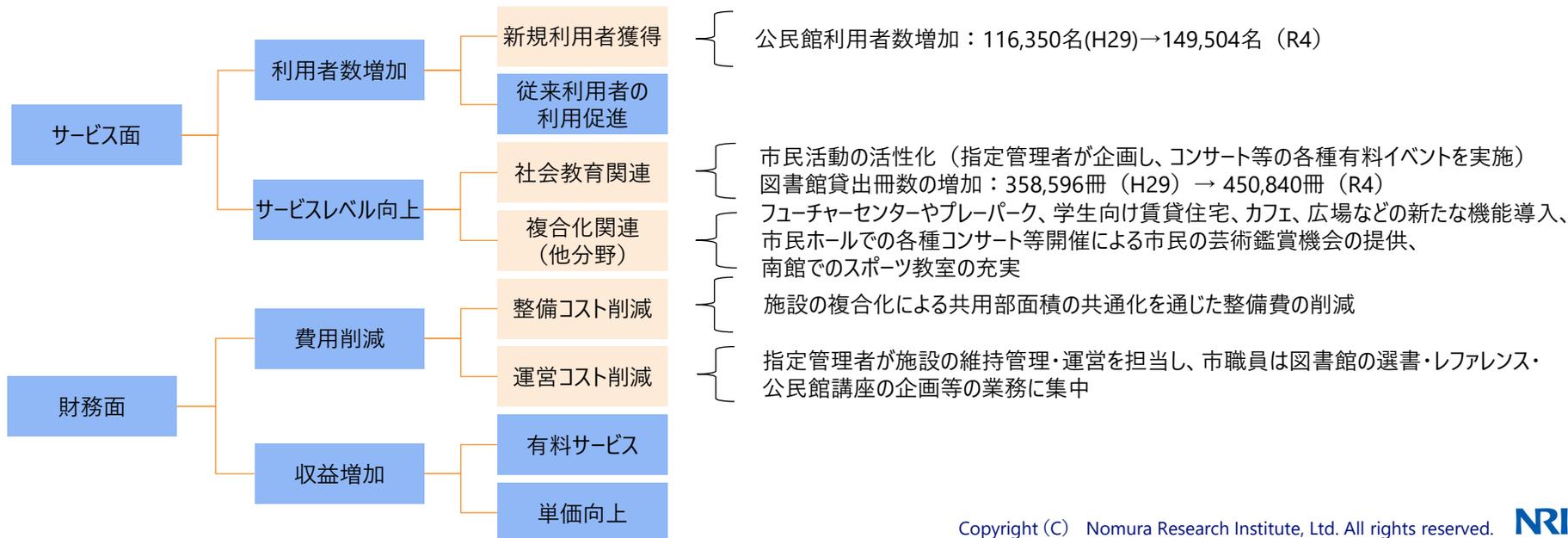
事業手法	「公共施設再生基本方針」（H24）のモデル事業として実施
事業内容	管理運営は指定管理者を指定
事業費	約44億円（整備費）
事業費調達方法	市債、SPCによる金融機関からの借入、市一般財源
事業期間	（PFI事業） H28～R21（約22年5カ月） （指定管理期間） R1～R21（20年間）

事業スキーム



導入効果

緑色：本事例に該当 灰色：本事例に非該当



【事例】プラッツ習志野（千葉県習志野市）【3：実現に至った経緯・工夫】

整備経緯

- 習志野市公共施設再生計画検討専門協議会がH22に年度末を期限として設置され、公共施設再生にあたってのモデル事業の実施が提案された。
- 「公共施設再生基本方針」（H24年）のモデル事業として、京成大久保駅周辺の公共施設を一体的に再生する「大久保地区公共施設再生事業」を実施した。
- R1に生涯学習複合施設「プラッツ習志野」が開館した。

事業経過

- H24 「公共施設再生基本方針」においてモデル事業として位置づけ
- H27 大久保地区公共施設再生事業基本計画 策定
- H27 予算（債務負担行為）の議決
- H28 事業者の選定
- H28 市の議決後、契約締結
- R1 第1期オープン
- R2 第2期オープン

整備課題・対応

整備前の課題

既存施設の老朽化・機能の集約化

新たな利用者の確保

施設所管課ごとの施設管理

対応策

- 施設の更改
- 新規サービス導入による利便性の向上（電子予約の導入等）

- 住民説明会などによる理解の促進
- 民間活力導入によるイベント企画の活性化

- 維持管理運営業務の一元化

公共施設等適正管理推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
①集約化・複合化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） 【建築物（公民館等）】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。	90%	50%
②長寿命化事業【拡充】（事業期間：令和4年度～令和8年度） 【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超過して延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		財政力に応じて30～50%